各 所 属 長 殿

交 通 部 長

遠隔操作型小型車の遠隔操作を行う場所等に対する立入検査規程の運用について このたび、別添のとおり、遠隔操作型小型車の遠隔操作を行う場所等に対する立入検査規程(令 和5年3月24日東京都公安委員会規程第3号)の運用について定め、令和5年10月1日から 実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

遠隔操作型小型車の遠隔操作を行う場所等に対する立入検査規程の運用について

1 立入検査の実施(第3条関係)

別添

- (1) 「立入検査を行う必要があると認めたとき」とは、次の場合をいう。
  - ア 遠隔操作型小型車の使用者(以下「使用者」という。)の法令遵守状況(行政処分後を 含む。)を確認する必要があるとき。
  - イ 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第15条の5第1項の 規定による報告又は資料提出の要求に、東京都公安委員会(以下「公安委員会」という。) の指定する期日内に応じないとき、又は応じた場合であっても、内容が不明確であるとき。 ウ その他法の履行確保のため、必要があるとき。
- (2) 交通総務課長及び警察署長(以下「所属長」という。)は、遠隔操作型小型車の遠隔操作を行う場所その他の使用者の事務所(以下「遠隔操作型小型車の遠隔操作を行う場所等」という。)について、立入検査を行う必要があると認めた場合は、別記様式第1号の「遠隔操作型小型車の遠隔操作を行う場所等に対する立入検査実施予定報告書」を作成し、交通部長(警察署長にあっては交通総務課長経由。以下同じ。)に報告するものとする。
- (3) 立入検査の実施要領
  - ア 立入検査は、別記様式第2号の「立入検査実施表」(以下「実施表」という。) を活用して、綿密に実施すること。
  - イ 過去に行政処分又は指導をした事項がある場合は、その履行状況をよく確認すること。

## 2 立入検査の実施者(第4条関係)

警察署長は、交通総務係員(東京空港警察署及び島部警察署にあっては交通を担当する係員。 以下同じ。)のみでは対処できない場合は、交通総務係員以外の巡査部長以上の幹部の中から 適任と認められる者を立入検査実施者に指定するものとする。

# 3 証票(第5条関係)

## (1) 身分証明書の保管

所属長は、次に掲げる者の中から、身分証明書の保管取扱者を指定するものとし、身分証明書の取扱いに当たっては、施錠設備のあるロッカー等に保管して各種事故防止に細心の注意を払うものとする。

- ア 交通総務課にあっては、立入検査の実施を担当する課長代理若しくはこれに相当する職にある者又は係長若しくはこれに相当する職にある者
- イ 警察署にあっては、交通課長又は交通総務を担当する課長代理(島部警察署にあっては、 次長)

## (2) 身分証明書の交付

- ア 所属長は、立入検査実施者を指定した場合は、別記様式第3号の「身分証明書交付上申書」により、その都度、公安委員会(警察署長にあっては、交通総務課長経由。以下同じ。) に上申し、身分証明書の交付を受けるものとする。
- イ 所属長は、立入検査実施者に身分証明書が交付された場合は、別記様式第4号の「身分 証明書交付簿」に所要事項を記載し、交付状況を明らかにしておくものとする。
- ウ 所属長は、立入検査実施者の官職若しくは氏名に変更が生じた場合又は身分証明書が汚損し、破損し、亡失し、若しくは滅失した場合は、身分証明書交付上申書により、その都度、公安委員会に上申して再交付を受けるものとする。
- エ 所属長は、異動等により立入検査実施者の指定を解除し不要となった身分証明書、官職若しくは氏名の変更により不要となった身分証明書、汚損し、若しくは破損した身分証明書又は再交付後に回復した身分証明書がある場合は、別記様式第5号の「身分証明書返納書」により速やかに公安委員会に返納しなければならない。

#### 4 遵守事項(第7条関係)

#### (1) 身分証明書の提示

立入検査実施者は、立入検査を実施するに当たっては、必ず身分証明書を携帯し、使用者 が在所する場合は使用者に、使用者が不在の場合は遠隔操作型小型車の遠隔操作を行う場所 等の管理者又はこれに代わる者(以下「在所責任者」という。)にこれを提示し、立入検査 である旨を明らかにすること。

#### (2) 関係者の立会い

立入検査実施者は、立入検査を実施する場合は、使用者又は在所責任者(以下「関係者」 という。)を立ち会わせ、職務執行の適正を期すること。

## (3) 立入検査場所

立入検査実施者は、立入検査場所が遠隔操作型小型車の遠隔操作を行う場所等と住居が同一の場合は、住居のうち遠隔操作型小型車の遠隔操作を行う場所等に供されている場所について立入検査を行うこと。

- (4) 他の道府県に所在する遠隔操作型小型車の遠隔操作を行う場所等の立入検査
  - ア 所属長は、他の道府県に所在する遠隔操作型小型車の遠隔操作を行う場所等について立 入検査を実施する必要がある場合は、当該遠隔操作型小型車の遠隔操作を行う場所等を管 轄する道府県警察と緊密な連絡を行った上で立入検査を実施すること。
  - イ 所属長は、他の道府県に所在する遠隔操作型小型車の遠隔操作を行う場所等について立 入検査を実施する必要がある場合で、公安委員会による立入検査の実施が事務に支障があ る又は支障があるおそれがあるときは、原則として警察庁に事前連絡の上、遠隔操作によ る通行の届出に係る関係書類の写しを添付した別記様式第6号の「立入検査実施依頼書」 により、当該遠隔操作型小型車の遠隔操作を行う場所を管轄する道府県公安委員会に対し て、当該遠隔操作型小型車の遠隔操作を行う場所等への立入検査の実施を依頼すること。
  - ウ 交通総務課長は、遠隔操作型小型車の通行場所が他の道府県に所在し、かつ、遠隔操作型小型車の遠隔操作を行う場所等が東京都に所在する場合で、遠隔操作型小型車の通行場所を管轄する道府県公安委員会(以下「通行場所公安委員会」という。)から立入検査の依頼を受けたときは、立入検査実施者を指定して実施するものとする。この場合において、立入検査を実施したときは、別記様式第7号の「立入検査実施結果通知書」を作成し、通行場所公安委員会へ通知すること。

#### (5) 立入検査時間

立入検査実施者は、立入検査を実施する場合は、原則として遠隔操作型小型車の遠隔操作を行う場所等の執務時間中に実施することとし、これによりがたい場合は、関係者が遠隔操作型小型車の遠隔操作を行う場所等に在所している時に実施すること。ただし、夜間及び早朝の時間帯における立入検査は、特段の事情がない限り行わないこと。

#### (6) 品位の保持及び適正な言動

ア 立入検査実施者は、立入検査に当たっては、警察職員としての品位を保持するとともに、

遠隔操作型小型車の遠隔操作を行う場所等の来訪者に対しても配慮すること。

- イ 立入検査実施者は、関係者から相談を受けた場合は、不用意又は無責任な示唆又は回答 をして誤解を招くことのないように注意すること。
- (7) 立入検査を拒否された場合の措置

立入検査実施者は、立入検査を拒否され実施することができない場合は、写真撮影、録音、参考人の確保、採証等を十分に行ってその事実を立証するとともに、状況に応じて必要な措置をとること。

# 5 報告(第8条関係)

- (1) 立入検査実施者は、立入検査の実施結果の報告については、実施表により行うこと。
- (2) 所属長は、立入検査を実施した場合は、実施表の写しにより交通部長に報告すること。
- (3) 交通総務課長は、遠隔操作型小型車届出等取扱要綱(令和 年 月 日通達甲(交.総. 法)第 号。以下「取扱要綱」という。)別記様式第2号の「遠隔操作型小型車届出番号等管理簿」の備考欄に立入検査の実施年月日及び実施者名を記載すること。
- (4) 警察署長は、取扱要綱別記様式第1号の「遠隔操作型小型車届出受理台帳」の立入検査実施記録欄に立入検査の実施年月日及び実施者名を記載すること。

#### 6 措置(第9条関係)

- (1) 比較的軽微な違反で、現場における指導により是正が期待できるものについては、その場で指摘して是正させること。
- (2) 行政処分の事由に該当する違反で、その原因、動機、情状等を勘案し、遵法通行を期待できないものについては、行政処分の上申の措置をとること。

													報告	<del>î</del> (	)	第	号
														年		月	日
交	通	Ž	部	長	殿												
																	長
	遠隔	勇操	作型	小型	世車の	の遠[	隔操作	を行	う場 場	所領	をにえ	対する	立入村	食査実	施	予定幸	B告書
					ı												
予	定	?	日	時			年	月		日(	( )	午前	• 後	時		分か	·6
					_							午前		時			での間
					遠隔	<b>鬲操</b> 化	<b></b> 下型小	型車	の遠	隔操	作を	と行う:	場所等	≦の所	在地	<u>₽</u>	
予	定	<u> </u>	場	所													
					氏名	3又に	は名称										
届	出	年	月	日			年	月		日							
届	出	番	号	等	【月	東京者	『公安	委】	第			_	_	号			
宝	盐	₹,	÷	<b>≠</b>	階	纮飞	署	• 課		名		,	係		ルチカ	7	名
天	ル	1,	足	13	P百	拟			17.	2		警	電		(より	•	和
			検														
を	行	ソ	理	田													
-																	
,				سا_													
備				考													

# 立入検査実施表

実	施	目	時		月	日	時	分から	月	日 時	分まっ	で
立	所	在	地									
入	氏名	又は名	称									
実		操作型小型		役	職				届出年月日			
施	0 1	吏 用	者	氏	名				用山 <b>十</b> 万 口			
場	立	会	人	役	職				届出番号等			
所	<u></u>	<del></del>		氏	名				田田田 夕子		1	
検	遠隔	操作型力	型	車の身	見やすい	箇所	に標識が	が付けら	れているか		適・否	
1天	届出:	書に記載	ささ	れた違	遠隔操作	三のた	めの体制	制が整え	られている	カュ	適・否	
査	届出	事項の変	ぎ更)	届出に	はなされ	てい	るか				適・否	
項	遠隔	操作型力	型	車の身	見やすい	箇所	に届出る	番号等が	表示されて	いるか	適・否	
	道路	こおける	通1	行に関	関し指示	を必	要とする	る実態は	ないか		適・否	
目	遠隔掛	操作型小	型車	に歩行	行者に危	害を	及ぼすお	それのあ	る鋭利な突出	部はないか	適・否	
	その	也 (								)	適・否	
指												
導												
事												
項												
結												
果												
意												
見	_										<u> </u>	
措		入検査の									有・無	
置し	行政:	処分等σ 	)必:	要性							有・無	_
実施者	階;	級			警察署・ モ 名	課			係 ほか	名		

注 否とした事項の具体的事実については、指導事項欄に記載すること。 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

上申 ( ) 第 号 年 月 日

東京都公安委員会殿

長

身分証明書交付上申書

遠隔操作型小型車の遠隔操作を行う場所等に対する立入検査規程(令和5年3月24日東京都公安委員会規程第3号)第5条に定める身分証明書の交付を上申する。

記

上	申	事	由	新規破損	t. #. → \\\ \\		汚 損
				係	階級	氏	名
    被	交	付	者				

別記様式第4号

身分 销 明 書 交 付 簿

	偏 考(返納日等)				
奔	⁄ά				
松	珉				
4	路额				
計 明 理	交付年月日				
专	神				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

通知 ( ) 第 号 年 月 日

東京都公安委員会殿

長

身分証明書返納書

遠隔操作型小型車の遠隔操作を行う場所等に対する立入検査規程(令和5年東京都公安委員会規程第3号)第5条に定める身分証明書を次のとおり添付して返納します。

記

\ <u></u>	E %h 139		由	指定的	解除		官職	又は氏名	名の変	更
返	祁门	納理		汚	損		破	損	-	再交付後回復
				係		階		級	氏	名
返	納	]	者							

立入検査実施依頼書

公安委員会 殿

年 月 日 東京都公安委員会

当公安委員会の管轄区域内における遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行に関して必要があることから、道路交通法第15条の5第1項の規定に基づき、貴公安委員会の管轄区域内に所在する下記の遠隔操作型小型車の使用者の事務所に対して、警察職員による立入検査の実施をお願いします。

記

使 用 者 の氏名又は名称	
住 所	
立 入 検 査 を 実 施 す べ き 事務所の所在地	
立入検査を実施すべき理由	
立 入 検 査 で 明らかにすべき 事 項 等	
備考	

- 注1 遠隔操作型小型車通行届出書及び当該届出に係る添付書類の写しを添付すること。
- 2 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

$\overline{M}$	人	検	査	美	施	結	果	逋	知	書	

公安委員会 殿

年 月 日東京都公安委員会

当公安委員会が、道路交通法第15条の5第1項の規定により、 年 月日に遠隔操作型小型車の使用者の事務所に立入検査を実施した結果について、下記のとおり通知します。

記

使 用 者 の 氏名又は名称	
住	
立 入 検 査 を 実 施 し た 事務所の所在地	
立 入 検 査 を 実 施 し た 理 由	
立 入 検 査 の 実 施 結 果	
備考	

注 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。